

<b>Title</b>	明治憲法と明治国制：明治40年の憲法改正(憲法研究)
<b>Author(s)</b>	中村, 準一
<b>Citation</b>	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.20-1
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/repos/modules/xoonips/detail.php?item_id=2211">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/repos/modules/xoonips/detail.php?item_id=2211</a>
<b>Rights</b>	

聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

# 共同研究報告

## 【憲法研究】 明治憲法と明治国制 —明治40年の憲法改正—

2010年1月18日、聖学院本部新館2階集会室にて、第7回憲法研究会が開催された。参加人数18名。国際日本文化研究センター准教授瀧井一博氏から上記の表題について報告をいただいた。概要は以下の通りである。

瀧井氏は、伊藤博文が法制史・国制史のうえで真に評価されるべきは明治40年に彼の行ったこと、あるいは行おうとしたことにあるとして、「明治40年の憲法改正」という観点から彼の構想した国制のあり方再考し、また、当時努めた韓国統監という立場に鑑みて、伊藤のなかで日韓両国での統治改革がどのように連動していたのかを検証した。

瀧井氏は、従来の憲法史の書き方というものには憲法の起草課程というものに偏重し過ぎるきらいがあり、憲法を創るということによって伊藤が行おうとしたことの真意をその全体像—すなわち、憲法・その憲法を通じての政治である憲政・憲法というものをうちに含んだ全体的な構造としての国制という視野—として捉え損ねていると指摘する。明治憲法体制の場合、憲法自体はドイツを模範としたが、その具体的運用（憲政）はイギリス的な議会主義がモデルとなっていた経緯が窺わ

れ、ドイツ的憲法やイギリス的憲政を内に含んだ全体的な国家像として日本独自の国制というのが考えられる。このようなフレームから伊藤の発言を顧みるとき、憲法制定期における彼の主な関心が国家の全体的構造（行政機構）の確立へ向けられていたこと、さらに憲法成立後は国民政治の確立（憲法から憲政へ）という問題に取り組む姿勢が浮き彫りとなる。

こうした論拠に基づき、瀧井氏は、伊藤の国制構想の出発点であった1889年（明治32年）の帝室制度調査局の設置については、この機関のもとで行われた様々な措置は、実に内閣による責任政治の確立を旨とする1907年（明治40年）の憲法改革（公式令の制定による帷幄上奏の制約・軍部の自立化の抑制、内閣官制の改正による題大宰相主義の復活は首相による大政の統一化）の布石であったと評価し、また、国内の統治改革と並行して従事した韓国統監には、日本の統治改革の延長としての陸軍の改革という側面、すなわち、韓国において、あるべき政軍関係・文民統制の可能性を模索し、それを日本にフィードバックさせていこうという企図があったのではないかとの見解を示した。

（文責：中村準一 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化科学研究科博士後期課程）

（2010年1月18日、聖学院本部新館2階）



瀧井一博国際日本文化センター准教授をお迎えした（中央左）